

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金 Q&A

(R6.4.19時点)

内容

(1) 制度関係	2
問1) どのような制度なのですか。	2
問2) 対象となる施設はどこですか。	2
問3) なぜ保険指定を受けている医療機関が対象なのですか。	2
(2) 補助対象 (医療機関)	3
問1) 公立の病院・診療所は補助対象となりますか。	3
問2) 独立行政法人の病院・診療所は補助対象となりますか。	3
問3) 自由診療のみを扱っており、保険指定を受けていない医療機関は対象になりますか。	3
問4) 保険指定を受けていないが、今から、保険指定を受ければ対象になりますか。	3
問5) 休床中の病床も対象になりますか。	3
(3) 申請手続きについて	3
問1) 申請はどのようにしたら良いですか。	3
問2) 電子申請はできますか。	4
問3) 申請期間はいつですか。	4
問4) 振込口座情報は申請者名義のもののみということですが、申請者名義の振込口座がない場合は どうしたら良いですか。	4
問5) 通帳の写しについて、キャッシュカードの写しで代用できますか。	4
問6) 通帳がない場合 (ネットバンキング等)、通帳の写しとしては何を添付すればよいですか。	4
問7) 申請から交付までの期間はどのくらいになりますか。	5
問8) 郵送された申請用紙に事前印刷してある内容に誤りがあります。	5
(4) その他	5
問1) 広島県医療機関食材料費高騰対策支援金事業に係るお問い合わせ先	5
問2) 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	5
問3) 申請書類の提出先はどこですか。	5
問4) 申請書類は持参してもよいですか。	5
問5) 補助金について、電話やメールでコールセンターから連絡を受けることがありますか。	6
問6) 申請後、どのような手続きが必要ですか。	6
問7) 県に実績報告は必要ですか。	6
問8) 県に消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。	6
問9) 補助金は課税対象ですか。	6
問10) 申請からかなりの時間が経ちましたが、補助金が交付されていません。どこに問い合わせをす ればよいですか。	6
問11) 入金通帳にどのように印字されますか。	7

(1) 制度関係

問1) どのような制度なのですか。

答1) 国が定める公定価格により経営を行っている医療機関については、食材料費高騰に伴う影響額を提供するサービスの価格に転嫁できず、厳しい経営を強いられているため、支援を行うものです。

公立以外の医療機関は、令和5年10月から令和6年5月分を、公立の医療機関は令和6年4月及び令和6年5月分を支援します。

問2) 対象となる施設はどこですか。

答2)

○国、県、市町又は一部事務組合が設置する医療機関以外

令和5年10月1日以前に広島県内で運営を開始し、
令和5年10月1日時点及び申請時において休止しておらず、
令和6年5月31日まで廃止又は休止の予定がない、
入院患者に食事を提供している、保険医療機関（病院、有床診療所）。

○国、県、市町又は一部事務組合が設置する医療機関

令和6年4月1日以前に広島県内で運営を開始し、
令和6年4月1日時点及び申請時において休止しておらず、
令和6年5月31日まで廃止又は休止の予定がない、
入院患者に食事を提供している、保険医療機関（病院、有床診療所）。

問3) なぜ保険指定を受けている医療機関が対象なのですか。

答3) 国が定める公定価格に基づいて経営を行い、食材料費高騰の影響を提供するサービスの価格に転嫁することが困難であることから、支援の対象としています。

(2) 補助対象（医療機関）

問1) 公立の病院・診療所は補助対象となりますか。

答1) 令和6年4月分、5月分は対象となります。

問2) 独立行政法人の病院・診療所は補助対象となりますか。

答2) 独立行政法人が開設する病院・診療所は令和5年10月分から補助対象となります。

問3) 自由診療のみを扱っており、保険指定を受けていない医療機関は対象になりますか。

答3) 自由診療においては価格転嫁が可能であるため、交付対象外です。

問4) 保険指定を受けていないが、今から、保険指定を受ければ対象になりますか。

答4) 基準日を令和5年10月1日及び令和6年4月1日としていますので、交付対象外です。

問5) 休床中の病床も対象になりますか。

答4) 対象期間内に入院時の食事提供を全く行っていない（行う予定がない）医療機関は支援の対象外となりますが、食事の提供を行っている場合は、休床中の病床も含めて申請していただいて構いません。

なお、申請書に記載されている許可病床数が実際の許可病床数より少ない場合は、申請書に記載の許可病床数で支援金を算定しますので、ご注意ください。

(3) 申請手続きについて

問1) 申請はどのようにしたら良いですか。

答1) WEB か郵送で申請してください。

パソコン、スマートフォンから申請できますのでなるべくオンライン申請をご利用ください。
なお、郵送での申請も可能です。

4月15日（月）から、WEB の申請フォームが利用でき、順次、ご案内と申請用紙を対象事業者者に郵送する予定です。郵送は1週間程度遅れる場合がありますのでご了承ください。

申請書の記載例も同封していますので、参考にしてください。また、ホームページでもご案内しています。

ご不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

ホームページ URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/genyudaka.html>

(WEB 申請フォームの案内もあります。)

コールセンター → 「(5) その他 問1)」をご覧ください。

問2) 電子申請はできますか。

答2) 電子申請をすることができます。なるべく電子申請をご利用ください。電子申請の場合は、機関コード、施設名称、施設所在地なども入力していただくことになります。郵送する申請用紙に事前印字しておりますので、その内容を参考にしてください。

ホームページ URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/genyudaka.html>



問3) 申請期間はいつですか。

答3) 令和6年4月15日(月)～令和6年5月17日(金)です。

締切は、郵送の場合は必着、WEBの場合は17時です。

問4) 振込口座情報は申請者名義のもののみということですが、申請者名義の振込口座がない場合はどうしたら良いですか

答4) 原則、申請者名義の振込口座でお願いしていますが、どうしても難しい場合は、ホームページから委任状をダウンロードして作成し、添付してください。なお、委任状には委任者及び受任者の押印が必要です。

※この場合、支払いまでに通常よりもお時間が掛かりますので、ご了承ください。

問5) 通帳の写しについて、キャッシュカードの写しで代用できますか。

答5) キャッシュカードの写しでの代用はできません。

口座種別(普通、当座等)、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要となりますので、通帳の該当箇所(表紙及び見開き1・2ページ目)のコピーを添付してください。

口座情報が確認できない場合は振込ができませんので、必ず提出してください。

文字が視認できるものとしてください。また、郵送の場合は、写しのサイズは出来るだけ、A4サイズにてお願いします。

問6) 通帳がない場合(ネットバンキング等)、通帳の写しとしては何を添付すればよいですか。

答6) 口座種別(普通、当座等)、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要となります。

例えば、口座証明書、口座番号連絡書や口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)等、必要事項が記載されたものを提出してください。

口座情報が確認できない場合は振込ができませんので、必ず提出してください。また、郵送の場合、写しのサイズは出来るだけ、A4サイズにてお願いします。

問 7) 申請から交付までの期間はどのくらいになりますか。

答 7) 審査が終了次第、順次交付手続きを行います。概ね 2 カ月程度かかる見込みです。提出書類の不備、申請が集中してあった場合等は、これより遅れる場合もありますのでご了承ください。

問 8) 郵送された申請用紙に事前印刷してある内容に誤りがあります。

答 8) 基準日の保険機関情報等を元に、施設名等を事前印刷した申請用紙を郵送しています。誤りや変更事項がある場合は、WEB 申請の場合は、正しい内容を入力して申請してください。紙申請の場合は、該当部分を二重線で見え消しの上、正しい内容を記載してください。

(4) その他

問 1) 広島県医療機関食材料費高騰対策支援金事業に係るお問い合わせ先

答 1) 広島県医療機関食材料費高騰対策支援金 申請コールセンター
(電話番号) 050-3644-9308
(受付時間) 8時30分～17時15分(土日祝を除く)

問 2) 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

答 2) 個別の進捗状況はお伝えできません。申請内容に不備がある場合は、コールセンターから申請書で提出された連絡先に連絡します。

問 3) 申請書類の提出先はどこですか。

答 3) WEB で申請するか、紙での申請の場合はご案内書類に同封してある返信用封筒で送付してください。封筒には必ず郵便切手を貼付してください。切手が足りない場合は返送します。また、誤って県庁に郵送しないようにご注意ください。

問 4) 申請書類は持参してもよいですか。

答 4) 申請方法は WEB または郵送のみです。持参いただいても受付はできませんので、ご注意ください。

問5) 補助金について、電話やメールでコールセンターから連絡を受けることがありますか。

答5) 申請書に不備があった場合、修正をお願いするために、コールセンター、あるいは県庁から連絡することがあります。コールセンターから問い合わせをする場合は次の番号からとなります。不審な電話には対応しないようお願いいたします。

【コールセンター電話番号】 050-3644-9308

問6) 申請後、どのような手続きが必要ですか。

答6) 申請後、必要な手続きはありませんが、会計検査等の対応のため、10年間、書類の保存をお願いします。

交付が決定しましたら、広島県医療機関食材料費高騰対策支援金 申請コールセンターから交付決定通知を郵送され、振込指定口座に補助金が振り込まれます。

※交付決定通知の郵送と補助金の振込は、前後することがあります。

問7) 県に実績報告は必要ですか。

答7) 申請書が実績報告書を兼ねているため、別途の実績報告は不要です。

問8) 県に消費税仕入控除税額の報告は必要ですか。

答8) 不要です。

問9) 補助金は課税対象ですか。

答9) この補助金は、課税対象となる可能性があります。詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

問10) 申請からかなりの時間が経ちましたが、補助金が交付されていません。どこに問い合わせをすればよいですか。

答10) 個別の進捗状況についてはお答えできませんので、ご了承ください。

ただし、申請日から2か月経っても交付されない場合はコールセンターにお問い合わせください。

申請日から2カ月以内の場合はお答えできません。

申請に不備があり、補正を行った場合は、補正後の再提出日から2か月を目安としてください。

コールセンター → (5) その他 問1) をご覧ください。

問 11) 入金は通帳にどのように印字されますか。

答 11) 「引当金がバンク」と印字されます。

また、入金に前後して、交付決定通知がお手元に届きます。